

【論文】

蠟山政道 戦時下(1937～1942)の「地域主義」

～総合雑誌からその本質を探る～

“Regionalism” advocated by Masamichi Royama in the wartime (1937-1942)
Exploring the essence of his principle in articles on general magazines

栗原孝之

KURIHARA, Takayuki

キーワード: 蠟山政道; 地域; 総合雑誌; 行政学; 国際政治学

Received: 2013. 12. 10 Accepted: 2014. 1. 13

1. はじめに

戦前から戦後にわたる日本の政治学や行政学の礎を築いた蠟山政道は、大学や学会の枠を大きく超えた様々な言論、政治活動を行っている。戦前には、近衛文麿のブレーン集団と言われた昭和研究会¹⁾の中心的存在であり、東京帝国大学教授を辞任した後に翼賛選挙で群馬県から衆議院議員となっている。戦後も中央公論社の副社長や、民主社会協会の会長になるなど、各方面にその足跡を残している。

こうした蠟山の言論、政治的活動を振り返るときに、戦前の大きな転機となったのが、日中戦争下の日本・満州・中国の関係を念頭に置いた「地域主義」の提唱である。

「地域主義」は、「東亜協同体論」が成立する理論的前提となる政治的概念であった。日中間の紛争を新たに解決する理論²⁾として、「東亜協同体論」が昭和研究会関係者を中心に主張され³⁾、蠟山はその代表的存在となっていたのである。

しかし、「地域主義」は、日本・満州・中国の国際的な関係性のみに限定されていたわけではない。蠟山の「地域主義」は、地域間の経済的な大きな差異を解決することを主眼とした「地域的開発計画」への強い関心が基底になっていた⁴⁾のである。地域間の経済的差異は、当然ながら国内的にも存在し、これを「地域開発」によって解決するために、蠟山は、日本・満州・中国のそれぞれで『国民協同体』間の『地域的運命協同体』の形成⁵⁾を期待していたのである。

昭和研究会の有力メンバーだった尾崎秀実は、「東亜協同体」の理念が発展しうるかどうかは、「日本国内のこれを推進すべき勢力の結成が最大の問題になって来る」⁶⁾こと、しかも、その実現はかなり困難であること⁷⁾を指摘している。

この「国民協同体」は、国民再組織化運動が目指した目標であり、戦前の日本政治学史において、『国民運動』の目標を象徴する『国民協同体』が、『近代政治学』の対象だった『国家』の概念に替わって、『現代政治学』の対象となる⁸⁾契機を提供した、当時の政治

学上の新たな概念だったのである。「東亜協同体」が「地域主義」の国際政治上の具体構想であったとすれば、「国民協同体」は「地域主義」の国内政治上の構想であった。

政治学者としての蠟山は、機能論的な米国の政治学者エリオットの「協同的有機体論」に強く影響され、「地域主義」の国内政治における目標として、「国民協同体」の必要を強く主張していたのである。では、行政学者としての蠟山は、「地域主義」をいかに考えていたのだろうか。

この部分での蠟山に対する研究は、意外なほどに蓄積が少ない。今村都南雄が「蠟山行政学の形成」⁹⁾で、「蠟山行政学」とでもいうべき行政学の体系化の試みについて鋭く分析しているが、「国民協同体」や「地域主義」との関係性という視点はほとんど見られない。

蠟山の研究スタイルの根底に、政治学と行政学の一体的展開があったとすれば、「地域主義」の行政的展開についても分析の必要があり、それによって戦前の蠟山の言論、政治的活動に対する理解が可能となるのである。

また、蠟山は常に現実社会との関わりから、自らの学問研究を相対化していた。そのため、社会における「知的大衆」の役割と意義について、常に意識していたと考えることができる。知的エリート層を執筆者に抱え、それに憧れる「知的大衆」を読者層とする啓蒙的な雑誌として、かつて総合雑誌の役割があった。

総合雑誌は、一部の学会や特定の分野に関わる知識人のみを対象とした専門誌と異なり、広く「知的大衆」を対象として社会的な「公論」を形成するメディアとして、重要な役割を担っていたのである。

蠟山にとっても、総合雑誌は、学会や特定分野を超えた「知的大衆」に、その政治思想を拡大していく、社会的啓蒙活動のための重要な媒介（メディア）だったのである。

蠟山がもっとも大きな影響を受けた学者である吉野作造¹⁰⁾と大山郁夫¹¹⁾は、大正期の総合雑誌のスーパースターであった。政治学者として、この二人の後を追う立場だった蠟山にとって、総合雑誌はその政治的主張を「学会を超えた知識人社会（当時の言葉でいえば『読書社会』）」¹²⁾に拡大していくための重要な媒介（メディア）だったのである。また、総合雑誌の編集者から、蠟山は吉野や大山の後継者の一人として扱われていたようである。

本稿では、蠟山の「地域主義」的な主張が総合雑誌上でいかに展開されていったか、「地域主義」の国際政治学的構想と行政学的な構想が、どのような関係にあったのかということから、「地域主義」の本質について分析する。

1. 戦時下の『改造』、『中央公論』、『文芸春秋』での展開

蠟山が総合雑誌で「地域主義」に関係した執筆や対談は、相当数に及んでいる。

本章では、満州事変で衝撃を受け、「東亜協同体」と「国民協同体」の主張に至る直接の契機となった1937年7月の盧溝橋事件勃発による日中戦争の本格化した時期から、ミッドウエー海戦の敗北以降対米戦の戦局が逆転していく1942年末あたりまでの戦時下における蠟山の「地域主義」に関連する評論や対談の内容を総合雑誌『改造』、『中央公論』、『文芸春秋』から確認する。

このうち、蠟山の評論や対談が総合雑誌に掲載された時期を日中戦争が激化する 1937 年 7 月ころから「日華国交調整方針に関する声明」の発表される 1938 年末までの第 1 期（日中戦争拡大期）、1939 年に第一次近衛内閣が総辞職後の「新体制運動」によって各政党が解散に至る 1940 年 8 月頃までの第 2 期（近衛新体制期）、1940 年 9 月の日独伊三国同盟締結から対米戦の戦局が急展開する 1942 年までの第 3 期（対米戦突入期）に分けて分析する。

まず蠟山の 1937 年 7 月から 1942 年 12 月までの『改造』、『中央公論』、『文藝春秋』における掲載記事等を確認¹³⁾しておこう。

第 1 期には、『改造』に「貴族院改革の方法と目標」、「支那開発の国際相克線 日、ソ、連盟の比較論」、「政治革新の焦点と画期的意義」、「東亜協同体の理論」、『中央公論』に「北支の政治及び教育」、「時務の本質と革新の動向」、「政策一元化の進展過程」、『文藝春秋』に「一学徒の独白—時局について思ふ—」、「日本の進路を語る座談会」、「長期戦の準備は出来てゐる座談会」、「革新担当者としての官僚」、「事変処理と大陸戦線の要諦」を掲載している。

第 2 期には、『改造』に「国民協同体の形成」、「日本世界政策の現段階」、「世界新秩序の展望—東亜協同体を序曲として—」、「世界の運命と日本の望み」、『中央公論』に「事変下における政治運営の問題」、「東亜協同体と帝国主義」、『文藝春秋』に「東大肅学問題と私の心境」、「事変以来の政治の動き」、「外交刷新と国内新体制」を執筆している。

第 3 期には、『改造』に「大東亜共栄圏の地政学的考察」、「ヴェルサイユ体制の再考察」、「世界大戦への米国の責任」、「来たるべき総選挙の意義」、「壮年層の政治性とその企画化」、「政治力の実態 地方座談会」、「大東亜政治の基調と展望」、『中央公論』に「知識階級と新体制」、「政治の現実と翼賛議会」、「世界政治の道徳的基礎」、「世界新秩序と米国の責任」、「世界政策と国内政策の関連」、「現代世界政治の基本的考察」、「国内体系の原理」、「練成とその組織」、「斯く戦ひ斯く想ふ」、「国家行政の総合的構造」、『文藝春秋』に「米国の政策と日本の対策」を掲載している。

このように第 1 期から第 3 期まで、戦時下の蠟山の総合雑誌への掲載状況をみると、『改造』に 15 回、『中央公論』に 15 回、『文藝春秋』に 9 回となっている。『改造』と『中央公論』への掲載回数が比較的多いが、『中央公論』への掲載は、第 1 期・第 2 期に比べて、第 3 期に飛躍的に増大している。

まず、第 1 期に蠟山の「地域主義」が総合雑誌上でいかに展開されたかを確認していこう。

「支那開発の国際相克線 日、ソ、連盟の比較論」¹⁴⁾では、「むしろ支那人は日本のみが開発能力ありと思ってゐない、むしろ日本のそれは開発でなくて侵略であるとさへ誤解してゐるのである。この開発機構の欠陥は・・・(以下省略)」と、日本の中国開発の致命的欠点は、行政官庁や国策会社のみで行われていることにあることを指摘し、国際連盟の技術援助やソ連の中国共産党への援助の方が、日本の開発援助よりも成功していると厳しい評価である。蠟山の認識は、日本の対中政策に厳しい視点をもっていたのである。

「北支の政治および教育」¹⁵⁾では、「純然たる政府機構ではやってゐけぬのであって、どうしても経済開発を中心とし、権力でなく資本を中心とした機構でなくてはならない」と、政府機構でなく経済開発を中心とした民間資本を中心に中国の開発を進める必要性を強調

している。また、日本の開発は、農村厚生計画の経験と実績を生かして、内務行政と農林行政をまとめる総合機関の問題を解決した上で展開すべきものであり、日本人による支配でなく、中国の自治能力を強化するために教育による実用的知識の普及が絶対条件になると指摘している。

「東亜協同体の理論」¹⁶⁾では、「日本の大陸発展に内在してゐる原理は帝国主義ではなくして、防衛又は開発の為の地域主義なのである。この地域主義の原理が明らかになりかけて来たのは極めて最近のことである」と、「地域主義」を明確化し、日本の大陸発展の目的は、植民地経営でなく地域の原理に拘束された協同経済の原理による地域的経済の開発であると主張している。蠟山は、東洋には従来何の統一もなかったが、今回の日中間の事変によって統一の覚醒が生まれ、地域的協同体の政治体制は当然に日本・満州・中国の連合体となると述べている。

「事変処理と大陸戦線の要諦」¹⁷⁾では、「支那事変の処理は、上述のごとく、九か国条約の過誤を根本的に訂正することを以てその根本方針とすることに帰着する」、「著者は今次事変の世界史的意義が世界原理たる地域的連合による東亜協同体の建設にある、との見透しの下に事変処理の方策を考えたのである」と、ドイツなどが参加していない九か国条約、ワシントン体制を激しく批判し、日中の水平的・均質的な国家関係を否定し、「地域主義」による「東亜地域協同体」の建設を国際的に主張することを訴えている。

第1期における蠟山の主張は、日中戦争激化の状況を受けて、それをいかに収束させるか、その理論的説明をいかに行うかという視点が中心である。蠟山は、日本の中国開発の稚屈さと9か国条約に代表される第一次世界大戦以来の旧体制の国際条約や外交が日中間の紛争を激化させており、日本は中国の自主性に基づく両国の協同開発を進めるとともに新たな時代にふさわしい国際関係に基づく外交を行うべきと考えていた。この考えを発展、理論化して、「地域主義」に基づく「東亜協同体理論」をこの時期に確立したのである。

ここで、蠟山は、『日満関係の研究』¹⁸⁾での機能論的国際政治関係重視の立場を発展させ、「地域主義」という新たな概念を導入して、日本・満州・中国が連結する必然性について理論化したのである。

次に、第2期の総合雑誌上で、蠟山の「地域主義」の展開を見ていこう。

「事変下における政治運営の問題」¹⁹⁾では、第一次近衛内閣を振り返って、「近衛内閣においては、この経済政策又は経済機構のラインに従はず、その企画組織を樹立せずして、或は新党問題或は国民再組織問題を取りあげる傾向のあったことは甚だ遺憾であった」と、第一次近衛内閣が問題の本質である経済問題をおざなりにしてきたと指摘している。蠟山は、近衛内閣の政治優先の運営に対して意外なほど批判的である。

「国民協同体の形成」²⁰⁾では、「日本民族の東亜及び世界における国民的使命に連関してゐるが故に、単なる国内問題としての企業や階級の問題でなくして、全体としての民族の問題に拘束され結合されざるを得ないからである。そこに国民協同体が経済の革命ではなくして諸国力の再編成問題を伴ひ、議会や政党の禁止ではなくて国民組織の再編成を問題とする根本理由がある」と、東亜協同体理論が日本の国民的統一と深く関連し、政治機構や行政組織の問題も国民協同体の問題まで掘り下げる必要があることを主張している。ま

た、蠟山は、統制経済として国民精神総動員運動は成功したが、国民協同体を目的とした国民組織化には不十分であると指摘しているのである。

「東亜協同体と帝国主義」²¹⁾では、「東亜協同体がそれ自身においてその総てを答ふべき義務ありや否やを疑わねばならぬ程に甚だ目前の現実の国内問題である。従って東亜協同体の建設は同時に国民協同体の形成を伴はねばならぬ」と、蠟山は、「東亜協同体」が国内問題と直結し、「東亜協同体」建設のためには「国民協同体」の形成が不可欠であると述べている。

「外交刷新と国内新体制」²²⁾では、「この事変処理に有利なる国際環境の活用、事変処理に役立つべき外交方策の採用、事変完遂に必要な戦時体制の強化等の一連の具体的問題が政治上の契機となって国論の統一、国策遂行の総合等の必要を生ずる。ここに新体制促進の具体的契機がある」と、蠟山は、新体制と日中戦争の長期化との直接関係を明確化している。また、「地縁、職能の両方の国民的要素を総合一体化する組織が出来れば、それがよし旧体制の解消分子によるにせよ、新体制の第一歩である」と、政党に代表される地縁的組織を旧体制として、産業団体等の職能的組織を新体制としている。

第2期では、日中戦争解決のために、「国民協同体」の確立が不可欠であるということが、蠟山の評論の中心となっている。しかも、意外なことに昭和研究会以来関係の深い近衛内閣の政策に、かなり批判的である。このことは、近衛とその周辺の政治的指向が、これまでの内外の農村問題・経済問題の解決を主眼とした政策から、日中戦争遂行のための国内政治の一本化を主眼とした方向へ明瞭に変化したことを示している。すでに、この段階で蠟山の「地域主義」は、政治的現実の前に敗北を運命づけられていたのである。

最後に第3期で蠟山の「地域主義」が、総合雑誌上でさらに深化していることを確認していこう。

「米国の世界政策と日本の対策」²³⁾では、「日本の紛争はやがて世界的又は太平洋的規模においてのみ解決されねばならぬ秋（とき）が来るのである。その時、日本は如何なる原理を以て太平洋の彼方から来る普遍的世界主義の脅威に対処し得るのであろうか」と、「地域主義」が、米国の世界主義に対抗する政治的思想であることに力点を置いている。そこから蠟山は、経済的企画を通じて、社会・文化・思想を包括する緊密で集約的な統一のプランの具体化を提唱しているのである。

「大東亜共栄圏の地政学的考察」²⁴⁾では、「さうした広範なる範域を包含した大東亜共栄圏なるものの学問的に見た構造は、自然地理学的にも政治地理学的にも、かなり複雑な、対立した地理的要素から成立している」と、松岡外相の「大東亜共栄圏」は仏領・蘭領インドシナを含んでいるが、これらの地域に統一的地域秩序が存在しないこと、「大東亜共栄圏」の確立は政治家や一般国民の言うような簡単な問題ではないことを強調している。

「政治力の実態 地方座談会」²⁵⁾で、蠟山は、「最近の自治体における活動というものは・・・（中略）・・・住民組織としての活動および機能に変わって来た」、「自治体の機能が住民に移りつつある」、「大都市なんかで端的に現れるのですが、町内会といったような法制的な団体的で無いものの事務が非常に殖えた」、「地方団体—農業団体、その他職能団体等の問題で、従来から懸案になっており、今後も問題になる問題だと思うのですが、制度上の問題

として、之をも円滑に而も地方の実情に対応しうるやうな形にせしめてゆく点において地方から示唆が出ることが必要だと思う」と語っている。蠟山は、地方における町内会などの住民組織の活発化を指摘しつつ、職能団体と地方との関係に進展が必要なことを強調している。

「国家行政の総合的構造」²⁶⁾では、「各省行政の主管事項の範囲内においてその銘々の分野において齎された行政的外廊機構の発達には官僚的構造の下における行政力の拡充強化に対して一応の任務を果し、今やその行詰まりに逢着している」と、行政が政治に取って代わることはできないこと、行政の拡充強化は国民的構造を持たなければ、行き詰りを免れないことを述べている。また、翼賛政治体制によって、ようやく官界新体制確立の条件がそろったこの機会に、行政各分野の有機的統一のために行政改革が必要であることを強調している。

第3期で、蠟山は、「大東亜共栄圏」の途方もない範囲の広さがその「地域主義」の理論的範疇を超えてしまっていることや米国の「普遍的世界主義」の脅威、議会制度改革や行政改革の行き詰まりなどへの批判を繰り返している。その中で、国内外の地域的な枠組みの変化に着目していることが印象的である。

このように、蠟山の言説は、第1期に中国の経済的開発の必要性から出発して、国際的な「地域主義」の理論化にまで発展している。そして、第2期では「地域主義」の実現のために「国民協同体」という国内の問題に焦点を当て、第3期には「地域主義」を具体化させて、国内外の地域的・区域的問題など行政学的な面にも論説を進めていたのである。

2. 蠟山の地方制度改革論と「地域主義」

前章の総合雑誌での評論（「米国の世界政策と日本の対策」）などからも明らかなように、政治学者蠟山政道は、米国の「普遍的世界主義」の脅威について、強く警告を発している。

「普遍的世界主義」とは、その政治・経済・軍事・社会・文化などあらゆる分野に及ぶ力関係の差を無視して、大国・小国の区別なく、各国を建前的に対等な関係で捉える国際政治上の「画一主義」だったということができる。蠟山は、この国際政治上の「画一主義」に対して、非常に批判的であったのである。では、行政学者としての蠟山政道は、地方行政についての「画一主義」をいかに捉えていたのだろうか。

まず、前章の第1期に発表した『地方行政論』²⁷⁾で、この時期の蠟山の地方行政学の基本的な考え方を確認してみたい。

蠟山は、「既設の地方団体の内面的必要は不断に変化してゐるものであり、国家のこれらに対する関係、その統治組織上の構成分子としての価値は、その国家の変化と共に変化する」と述べている。つまり、国際情勢の変化によって国家間の関係が変化すると同様に、社会や国家の変化によって地方団体の社会的性質も変化するといっている。

こうした社会や国家の変化の中で、「我国の地方制度はその成立以来半世紀の年月を経験し、その下に大いに発展し来れる地方行政は、今やその制度的機構の制約を桎梏と感ずるに至つてゐること、すなわち行政機能と行政制度の乖離を来してゐることが、地方改革間

題の一つの要点であると考えられる」と、国内の地方行政上でも、改革が差し迫っていることを訴えている。

さらに、この「地方制度と地方社会との連関における不均衡又は不調の事実認識」にもとづいて、その原因を「地方制度の地盤たる地方社会に行はれたる変革」に求めている。社会が農業社会から産業社会へ急速に発展したが、「競争的資本主義」の発展によって、地域間でも個人間でも大きな格差を生み出したのである。蠟山は、「その結果として、画一的に形式的に区画されてゐる地方団体の間に均衡が破壊されてしまった」、「この経済的財政的变化が画一的な平均的な地方区画としての地方制度の下における地方団体に対して重大な変化と結果を齎した」といっている。

こうした現代社会における経済的・社会的な変化に制度が追いついていないという蠟山の基本思想は、前章でみた国際関係にも同様に当てはまるのである。蠟山は、米国の「国際的普遍主義」がワシントン体制の継続に過ぎず、満州事変後の国際関係の激変に対応できなくなっていると主張している。蠟山は、米国に有利な画一的国際関係を廃し、日本・満州・中国の経済格差を是正する観点から「地域主義」を提唱したのである。

「国家の地盤を構成してゐる各地域の産業的発展と、それに伴う文化的進展は、無政府的な自由競争の資本主義経済の拍車に駆られて、地の利と人の便とを異にし、産業の特質とその盛衰を異にする地方的発達を弥が上にも跛行的なものたらしめ、不均衡なものとしたのである」、「この社会的発展と経済的实力とにおける跛行性と不均衡性こそ現代社会の一般趨勢であり、現代社会の普遍的病弊なのである」と、蠟山は社会的・経済的格差による社会的病理現象が、地方行政のみでなく現代社会全体の問題であることを強調している。さらに、「今日の地方制度の危機の原因たる画一的地方制度の齎した弊害は除去されなければならない」と言い切っているのである。

この「現代社会の普遍的病理」の解決は、国際的にも国内的にも存在するものである。「現代社会の普遍的病理」の解決に蠟山の主眼があり、その具体的方法を理論化したものが「地域主義」だったといえることができる。さらに、一切の差異を考慮せず、何の規制もない自由競争がこうした「現代社会の普遍的病理」を生み出すことになるのであれば、米国の「普遍的世界主義」は世界中に更なる病理の拡大をもたらすことになるということができる。

次に、こうした蠟山の地方行政論で、「地域主義」の具体化として、地域・区域の問題がいかに扱われていたのかを見ていこう。

蠟山が1938年に発表した、「地方自治体の区域問題」²⁸⁾で、「その病根は、自治体の地域と自治行政の機能との因果連関が正当に規定されておらず、あるいは両者の関係が不調和になったためと見なければならぬ。ここに地域問題の核心が存在する」と述べている。この不調和の原因は、やはり「経済発達と社会的発展の乖離」にあると考えられる。

この論文で、区域の問題は、区域の拡張や地方自治体の組合制度の活用などによっては、解決することができないことを指摘し、特別中間行政団体の設置にその活路を求め、「府県と市町村との中間において、一定の官治機関を設け、市町村の自治行政を指導監督すると共に、府県行政の委任的分権を行おうとする方法」とその内容を説明している。

この中間行政組織は、「自治行政の地域的総合調整への傾向」の現れであり、自治体の委任事務と固有事務を一体化して、「画一主義」的な国家行政を変革して、地域で柔軟に行政を運営できる基礎を確立するものだとして強調している。市町村の自治事務の区域が拡大し、特別自治行政区域の設置にまで発展することで、「自治体の区域問題ひいては自治機能刷新に一大光明を投ずる」とまで言い切っている。

こうした蠟山の区域に対する考えは、1940年6月に発表された昭和研究会の「政治機構改革大綱」²⁹⁾に、かなり反映されていると考えるべきである。

昭和研究会の政治機構改革研究会は、1937年3月から活動し、蠟山も委員として中心メンバーになっていたのである。

「政治機構革新大綱」は、第一部の「議会制度改革綱領」と第二部の「行政組織改革要綱」に分かれ、第二部の第三項が「地方制度改革要綱」である。

この要綱は、まず、「我が国の地方制度は、創定以来既に半世紀に及び、その間に於ける急激なる産業交通の発展、社会の推移、文化の進展によって今や幾多の欠陥を露呈しつつあるが、今次事変の展開による国民的計画経済確立施行の必要は、地方組織の全面的改革を急請し、殊に経済に於ても民情に於ても、その特色を殆んど喪失したるやに思わるゝ府県制そのものを再検討せしむるに至った」と、前文で府県制等について改革の必要性を謳っている。

この内容は、これまでに見てきた蠟山の「経済発達と社会的発展の乖離」から必然化していた地方制度改革に対する考え方と基本的に同様のものである。

次に、「地方制度の改革目標」として次の4つをあげている。

「一 経済制度の発展と社会文化の進展に即応して地方区域の改善を図り、地方の特徴を最大に発揮せしむること。

二 各地の地方機構における各系統の分立対立の弊害を除き、これを総合統一して地方行政の能率を発揮せしむること。

三 地方にゆだねても支障ない事項はこれを地方に移管し、もって自治制の刷新をはかること。

四 中央地方を通じ、政策の企画とその遂行に連絡統一を図ること。」

このように、地域ごとに非画一的でありながら、国全体としては統一した効率的な地方制度が、改革目標として取り上げられている。

そして、「地方制度改革の要項」では、全国を北海道庁、東北道庁、東海道庁、中部道庁、近畿道庁、中国道庁、九州道庁、樺太道庁の8区と東京都と大阪都に分ける「道庁制」を提言し、次の5つの地方制度改革をあげている。

「一 全国を地域上、経済上乃至社会上、共通なる要素を有する数府県を以て一区とする数道に分ち、第一次行政区画とすること。但し東京及び大阪は都制を施き、道と同格とすること。

(以下 (1) ～ (6) 省略)

二 行政区画としての府県を廃止し、数郡を合して小県を新設し、道庁と町村との中間機関として県毎に支庁を設置する。(三、四郡を合して一県とすれば全国に約百五十前後の支庁を置くこととなる) 県には前項 (6) ³⁰⁾に準じたる県審議会を置く。

三 道長官其の他道庁及び支庁の官吏については当該地方の実情に適応したる民政を行わしめる必要あるを以て、その更迭の頻繁を現に避くるやう適當なる方法をとること。

四 数ヶ町村を合併して一町村とし、地方自治行政に堪へ得る地域及び経済力を保有せしめ、名実共に兼備せる政治的経済的隣保共同の自治団体たらしめる。

五 部落等の法制化をはかり、地方自治体(町村)の経済的集团的活動の規定的単位たらしめる。」

「府県制」を廃止して道—小県—町村の「道庁制」を新設し、あわせて町村合併や部落の法制化によって、経済的に最も効率的な行政区域を確立しようとしていたことがうかがえる。こうした地方制度改革の目的は、経済的効率性に基づくものだったと考えられる。

このように、「政治機構革新大綱」の「地方制度改革要綱」には、蠟山の地方制度改革論のエッセンスが凝縮していたのである。

3. 結語

これまでの各章で確認したように、蠟山の政治学的関心は、国際的方向と国内的方向の両面に向かっていた。こうした指向性は、行政学上においても同様だったと思われる。

第2章で、総合雑誌上でも第1期、第2期に明確化していた「地域主義」の国際政治学的構想と国内政治学的構想が、第3期には行政学的分野でも展開されていたことを述べた。また、第3章で、行政学者としての蠟山は、第1期に既に「地域主義」の国内行政学における構想として地方行政区域の改革問題を取り上げ、蠟山のこうした構想が第2期には昭和研究会の「地方制度改革要綱」などにも反映していたことを確認した。

こうした蠟山の政治的関心を政治学と行政学、国際的事項と国内的事項の4つの側面から分析すると、図1(蠟山政道の政治的関心分析図)のようになる。

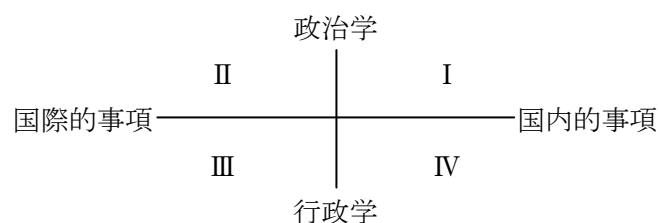


図1 蠟山政道の政治的関心分析図

図のIに「国民協同体」、IIに「東亜協同体」の政治学的構想があり、それをIIIの「日本・満州・中国の連合体」構想、国内の「行政改革」や「地方制度改革」であるIVの行政学的構想が制度的基礎付けを行っていたと考えることができる。

蠟山は、1960年の昭和同人会座談会「昭和研究会の歴史的役割」³¹⁾で、昭和研究会を振り返って、「支那事変が勃発して、だんだん発展してきたときに、昭和十四年にはじめて東

東亜協同体という考え方が生まれた。われわれがその基調になる東亜におけるナショナリズムの問題を、どう処理したらいいか考えた」、「当時は簡単に東亜協同体などとは連結ができるということで一種のナショナリズムの連合体を作るという考え方に飛躍していったけれども、そういう考え方が出たのが国際的にはあった。国内的には農村を中心とする都市との連結とか、国民組織的な考え方、これが生な考え方だった」と語っている。

農村・都市の連結や国民組織などの「国民協同体」は図のⅠとⅣにまたがり、「東亜協同体」による日本・満州・中国の連結もⅡとⅢにまたがる問題だったと考えることができる。蠟山の政治学的主張と行政学的主張は、相互補完的なものだったのである。

蠟山は、国内・国外両方の大きな経済的差異を「地域開発」によって、いかに少なくしていくことができるかということを中心としていたのである。「地域主義」による国内外の連結の大きな目的の1つが、この「地域開発」だったのである。

このように、農村・都市の連結と日本・満州・中国の連結という国内外の政治的構想は、「地域主義」として、蠟山の全体構想の中では、表裏一体として相互に補完する関係にあったのである。

しかし、「地域主義」の構想は、「国民協同体」と「東亜協同体」の崩壊によって瓦解し、日本・満州・中国の連結は、周知のように歴史上泡のように消えてしまっている。また、農村と都市の連結を考慮した蠟山の区域の改変などの地方制度改革構想も、戦時下の地方制度の改正に十分には反映されることはなかったのである。様々な検討の経過を経て、農村内各種団体の連絡調整権を町村長に認めることで都市と農村の連結を図ろうとした1939年の「町村制改正法律案」³²⁾は不提出となり、1942年の「地方官官制」による「地方事務所」の設置も蠟山の構想した特別中間行政団体からはほど遠い内容であった。

天川晃が「地方自治制度の再編成」³³⁾で指摘しているように、1943年3月の府県制、市制、町村制の改正は、『府県制』よりも『市制町村制』をより大幅に改正することによって、いいかえれば、市制町村制を府県制に近似させることによってなされた」、しかも、「四三年改正の市制町村制の改正は、市町村長を核として市町村を〈集権〉的に再編するとともに、主として農村部で展開されつつある行政の〈分離〉化を市町村の下に〈融合〉させることに狙いを持っていた」ものであった。首都防衛を目的とした東京都制などを除けば、地方制度は、蠟山の批判する画一化の方向に、従来³⁴⁾以上に傾斜を強めていった³⁵⁾のである。

また、総合雑誌を「知的大衆」への有力な啓蒙的手段と考えていた蠟山は、専門性の強い行政学的内容の主張を第2期までは極力避けてきたことがうかがえる。自らの著作や『自治研究』、『国家学会雑誌』などの専門雑誌での「地域主義」の行政的主張は、総合雑誌上では第1期、第2期共にほとんどみられなかった。しかし、第3期では総合雑誌上でも行政学的にも「地域主義」が主張されていることが、第2章で確認できた。これは、蠟山が「地域主義」の実現化のためには、行政における制度整備が不可欠という認識を強くしたものと考えられる。

蠟山は、1942年7月の翼賛選挙に群馬県から立候補し、衆議院議員となっている。東條内閣による対米戦勃発など内外の情勢がさらに混迷を極める中、蠟山は「地域主義」実現のためにも直接政治に関わるようになったと考えることができる。

さらに、第3期での『中央公論』への掲載数の急増は、その後の蠟山と中央公論社との関係を踏まえれば、非常に興味深い。

元々、蠟山の総合雑誌への掲載は、1924年の『改造』2月号の「英国諸政党の内面的進化」からであり、それ以降も『改造』³⁶⁾への執筆が多く、『中央公論』、『文藝春秋』への掲載は1928年以降のことであった。蠟山の社会民主主義的政治スタイルが社会的に一般化するのには、やはり1930年前後を待たなければならなかった。また、1928年は、中央公論社が嶋中雄作の手に渡った時期と重なっており、『中央公論』のスタイルも滝田樗陰時代を一新したことを象徴しているのである。

蠟山と嶋中雄作との関わりは、戦後の『中央公論』復刊の時期に、蠟山が編集主任、中央公論社副社長に就任し、復刊第1号・第2号を刊行したのみならず、長女雅子を嶋中の二男鵬二に嫁しているように、非常に深い関係となっている。1946年11月、翌年の公職追放前に中央公論社から退いてからも、中央公論社の『中央公論』、『婦人公論』に数多くの論説等を掲載している。

蠟山の総合雑誌上での啓蒙活動は、このように戦後も継続していたのである。

『中央公論』元編集長の粕谷一希は、「公論」をリードする言論機関として、「かつての総合雑誌や一部の新聞の役割があった」³⁷⁾と述べている。

「かつて」という言葉は、中央公論社が多額の借金の挙句に読売新聞社に吸収された経過を踏まえると感慨深いものがある。『改造』は1955年に廃刊、『中央公論』は公称4万部と見る影もなくなり、3誌の中では『文藝春秋』のみが60万部以上の発行部数³⁸⁾を誇っている。

「知的大衆」を啓蒙することで現実社会の変革を目論んでいた蠟山政道は、現代社会であれば、果たしてどのようなメディアで「地域主義」を語っていたのだろうか。

註

- 1) 酒井三郎『昭和研究会』(TBSブリタニカ、1979)で、近衛の側近後藤隆之助が1933年の研究会発足に際して、その中心に据えるべき人物として、少壮学者だった蠟山の名を挙げ、蠟山が「昭和国策要綱」草案をまとめたことが記されている。
- 2) 井上寿一『戦前日本の「グローバリズム」1930年代の教訓』(新潮社、2011) p.202で、「国民政府を相手とせず」という外交の閉塞状況を脱し、「国民政府と雖も・・・(中略)・・・敢てこれを拒否せず」とした第二次近衛声明に、蠟山の「東亜協同体論」が大きく影響しているとしている。
- 3) 「東亜協同体論」については、昭和研究会で蠟山以外に、三木清、尾崎秀実、加田哲二などから様々な主張がされている。
- 4) 酒井哲哉『『東亜共同體論』から『近代化論』へ』(『近代日本の国際秩序』岩波書店、2007) p.150
- 5) 三谷太一郎「日本政治学のアイデンティティーを求めて」(三谷『学問は現実に関わるか』東京大学出版会、2013) p.126
- 6) 尾崎秀実『『東亜協同體』の理念とその成立の客観的基礎』(『中央公論』54-1、1939年1月号)
- 7) 米谷匡史編『尾崎秀実時評集』(東洋文庫、2004)の编者による解説 p.464で、「抵抗する中国側からの抵抗・批判に応えるためには、日本の内部で資本主義の変革を実践しなければならないが、それは現状維持派の資本主義勢力によって阻まれてしまう。その難関をのりこえられなければ、『東亜協同體』論は、『一個の現代の神話、夢たるに終わるであろう』と尾崎は警告している」と述べている。尾崎の「東亜協同體論」批判は、小島精一や高田保馬らの批判とは異なり、その可能性と価値を認めるが故の批判

であった。

- 8) 松沢弘陽「民主社会主義の人びと—蠟山政道ほか」(思想の科学研究会編『共同研究転向 下』平凡社、1962) p.257
- 9) 今村都南雄『ガバナンスの研究 蠟山政道を読む』(勁草書房、2009) p.139-210 で、今村は、蠟山の行政学を体系化しようとした構想が戦前・戦後にわたってついに達成されなかったとしている。
- 10) 吉野は、欧米留学直後の1913年11月の『中央公論』主幹の滝田樗陰の訪問を受け、翌1914年1月の「学術上より観たる日米関係」の発表に始まって、相次いで『中央公論』紙上で啓蒙的政治評を掲載している。
- 11) 『中央公論社の八十年』(中央公論社、1965) に、早稲田大学教授だった大山が1916年4月に「政治を支配する精神力」で『中央公論』に初めて掲載され、「以降つぎつぎと力編を寄せて巻頭を飾り、吉野・大山時代を現出した」(p.107) と、記載されている。
- 12) 三谷前掲書 p.93-94 三谷は、吉野も大山も総合雑誌の執筆者としては、「専門や職業にかかわらない読者の総合的な関心に応えるジェネラリストとしての知識人」(p.94) だったとしている。蠟山も政治学・行政学の専門家にとどまらない、大衆啓蒙的な知的エリートとして自らを位置づけていたと思われる。
- 13) この期間の『改造』、『中央公論』、『文芸春秋』について、松田義男編『蠟山政道著作目録』(<http://www1.cts.ne.jp/~ymatsuda/>) のデータに基づいて、資料を確認・作成した。
- 14) 『改造』19-13、1937年11月18日
- 15) 『中央公論』52-14、1937年12月10日
- 16) 『改造』20-11、1938年11月1日 編集だよりで、「巻頭、堂々の論陣を張る蠟山教授の伶俐なる立論は、長期建設の大目標に向かって邁進するわが国策の真義を、広範なる視野のもとに検討し、新しき東亜秩序への建設まで体系づけた創意あるものだ」と、編集者から高く評されている。
- 17) 『文芸春秋』16-19、1938年11月1日 「文芸春秋」は、「改造」、「中央公論」と違い随筆を紙面の最初に掲載する紙面構成をとっていた。評論の中では、蠟山のものは二番目に掲載されている。
- 18) 蠟山政道『日満関係の研究』(斯文書院、1933)
- 19) 『中央公論』54-2、1939年2月1日
- 20) 『改造』21-5、1939年5月1日 編集だよりで、「東亜の新事態、およびこれに対応すべき国内問題として、細川、蠟山二氏の堂々たる論策を得た」と、編集者は高く評している。
- 21) 『中央公論』54-9、1939年9月1日 この号の巻頭に掲載されており、編集者の高い評価がうかがえる。
- 22) 『文芸春秋』18-9、1940年9月1日 評論の中では、二番目に掲載されている。
- 23) 『文芸春秋』19-3、1941年3月1日 評論の中では、最初に掲載され、編集者の高い評価がうかがえる。
- 24) 『改造』23-7、1941年4月1日 編集だよりで、「本誌は蠟山政道氏の蘊蓄ある地政学的考察をはじめとし、石濱、岡崎二氏の卓論を集めて特集となした」と、編集者は高く評している。
- 25) 『改造』24-7、1942年7月1日 (6月4日座談会：橘樸ほか)
- 26) 『中央公論』57-8、1942年8月1日
- 27) 蠟山政道『地方行政論』(日本評論社、1937) 引用は p.4、p.142-151
- 28) 野村教授還暦祝賀『公法政治論集』所載、1938 (蠟山政道『行政学研究論文集』勁草書房、1965 p.307-322) 引用は、p.308、p.316、p.317
- 29) 大久保達正・永田元也・兵頭徹編『昭和社會經濟史料集成第三十六巻』(大東文化大学東洋研究所、2009) p.55-79 引用は p.71-74
- 30) 「道には道長官の諮問機関として道民の選挙したる委員を以て組織する道審議会を置く」前掲書 p.73
- 31) 「座談会昭和研究会の歴史的役割 (一)」(大久保達正・永田元也・兵頭徹編『昭和社會經濟史料集成第三十八巻』大東文化大学東洋研究所、2011) 引用は p.464-465
- 32) 農村問題の主導権をめぐる農林省と激しい確執の末に内務省が作成し、法案提出直前で突然不提出になり、内務省内が大荒れになったいわく付きの法案である。
- 33) 天川晃「地方自治制度の再編成」(日本政治学会『年報政治学 1984』) 引用は p.208-209
- 34) 亀掛川浩『自治五十年史 (制度編)』(良書普及会、1940) で、「我が国の自治制が次第に複雑より単純へ、多様性より画一性への傾向を辿ったことの一つの顕著な事実である」(p.631) と、日本の地方制の「画一性」の傾向について述べている。
- 35) 府県制を前提とした地方行政協議会、本土決戦を想定した地方総監府は、道州制との関連を言われることが多いが、前章で確認した「地方制度改革要綱」の「道庁制」とはかなりかけ離れたものであった。
- 36) 『改造』は、山本実彦によるロシア革命後の労働問題や社会問題を中心とした総合雑誌であった。
- 37) 『作家が死ぬと時代が変わる 戦後日本と雑誌ジャーナリズム』(日本経済新聞社、2006) p.277
- 38) 日本雑誌協会「印刷部数公表」2008年10月～同年12月のデータより